

ESG 投資および PRI 署名に関する意見

財務省 財政制度等審議会 国家公務員共済組合分科会
臨時委員 寺井 公子

今回は都合により分科会（第 32 回）を欠席することになり、申し訳ございません。今回の議題「(3) 年金積立金運用における ESG 投資の推進状況について」に関連して、書面にて、意見を申し述べさせていただきます。

前々回分科会（令和 2 年 12 月 2 日開催）、前回分科会（令和 3 年 6 月 3 日開催）において、国家公務員共済組合連合会の ESG 投資の推進状況と今後の課題についての確認がなされました。特に前回分科会では、アセットオーナーが環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)という非財務的要素を考慮することの社会的意義に加えて、ESG 投資によって、(1)超過リターン獲得の可能性、(2)ダウンサイドリスク軽減の可能性、(3)リスク調整後リターン改善の可能性、といった財務上の利益も期待できることが示されました。これらは、年金積立金の長期運用において好ましい性質と思われます。GPIF が 2017 年に ESG 株式指数を選定し、同指数に連動した運用を開始してから 4 年が経過しており、年金積立金の運用成績に関するデータも蓄積されています。データに基づいた ESG 投資のパフォーマンスの検証を、国家公務員共済組合連合会の資金運用に具体的に反映させることは、年金財務のいっそうの改善につながる可能性があることと考えます。

また、前回の分科会で、責任投資原則（PRI）についても有益な議論が展開されました。2005 年に国連によって提唱され、翌年に正式制定された PRI への署名は、投資活動において ESG 要素を考慮する姿勢を対外的に示すことになると同時に、PRI に年次報告を提出し、PRI の年次評価を受ける、といった義務も生じさせます。特に前回の分科会では、署名後最低履行要件を満たせない場合の除名制度がペナルティとして設けられており、PRI への署名が強いコミットメントの性質を持つことが確認されました。

これらの議論をふまえ、第一に、公的アセットオーナーとして、国際的な協調の枠組みに参加し、ESG 配慮へのコミットメントを示す、第二に、非財務的利益と財務的利益の双方を享受している立場から、ESG 市場を持続させ、投資環境を維持するために必要な費用を分担する、という二つの点から、国家公務員共済組合連合会が態勢を整備したうえで、PRI に署名されることは有意義なことではないかと考えます。

以上